平成２９年（フ）第９２７号
札幌市白石区栄通５丁目２番３号　ロイヤルコート栄通101号
債務者　中野慎太郎
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３４号
札幌市白石区菊水４条２丁目２番１―705号
債務者　河田　友子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７号
北海道虻田郡倶知安町北６条東１丁目２番地
債務者　藤本　智子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第２４号
埼玉県所沢市大字南永井591番地の４　グループホームみんなの家・所沢南永井
債務者　澤田　　惠
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２３４号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3784番地53
債務者　村松みゆき
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４５号
埼玉県川越市大字小ケ谷244番地１（第２コヤノハイツ105号室）
債務者　岩田　実佳
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１１号
静岡県沼津市内浦長浜83番地の73
債務者　山口　翔大
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
静岡県沼津市北高島町９番12号　ドリーム北高島２号館203号
債務者　篠原　康一
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
愛知県豊田市朝日町４丁目３番地61
債務者　河合　峰子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
三重県松阪市茶与町54番地10、前住所三重県松阪市外五曲町86番地６
債務者　玉置　光代
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１６号
京都府舞鶴市常新町85番地
債務者　木田　　治
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１３１７号
大阪市西区靭本町３丁目８番18号　朝日プラザ靭公園第１　1002号室、住民票上の住所神戸市灘区鶴甲２丁目11番２―308号
債務者　元　　優香
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３３８号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号（千里寮）、前住所大阪府高槻市若松町29番13―301号
債務者　南谷　幸晶
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３５号
大阪市東成区大今里西３丁目２番10―1104号、前住所大阪市中央区島之内２丁目11番19号島之内トキワパレス503
債務者　橋本　　実
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０８５号
大阪市住吉区東粉浜３丁目12番13号　チェロ・マレ東粉浜Ⅰ　501号、前住所大阪市浪速区幸町３丁目４番10―1208号
債務者　岩佐　道子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１３３号
大阪府茨木市総持寺駅前町15番203号
債務者　山本眞樹子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２１６号
大阪府枚方市東香里３丁目39番36号
債務者　荒巻　弘子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２１７号
大阪市城東区野江１丁目16番22―403号
債務者　中島　美恵
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部